

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

## 奈良県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

**第一条** 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「し、かつ、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が四時間(勤務時間条例第三条第五項の規定により一週間の勤務時間について人事委員会の承認を受けている職員にあつては、四十三時間)を超えない」を「する」に改める。

第三条第二項及び第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第十一条第二項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第十一条の二第三号及び第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十三条第一項中「(不斉一型短時間勤務職員にあつては、一時間)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてをとろうとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてをとることができる。

第十三条第二項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号ア中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号イ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ウ中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十四条第一項中「掲げる範囲内」を「定める範囲内」に改める。

第十五条第三項中「一時間」を「十五分」に改め、同条第四項中「一時間」を「十五分」に、「四時間」を「三時間四十五分」に改める。

症の予防及び感染症  
医療に関する法律（

別表第二中

1 感染症の予防及び感染症の患者に  
対する医療に関する法律（平成十年  
法律第百十四号）第三十三条の規定  
による交通の制限又は遮断により勤  
務が不可能となった場合

を

1 感染症（感染  
の患者に対する  
平成十年法律第  
百十四号「感染  
症予防法」と  
定する感染症及  
六年法律第二十  
二条の二「検疫  
感染症」に  
次列のいずれか  
の場合）  
ア 感染症予防  
法による交通の  
制限が不可能  
イ 感染症予防  
法第二十三条の  
二項の規定に  
ルエンザ等感  
と疑うに足り  
者として、当  
に相当する場  
とを求められ  
症の感染の防  
められた場合  
とが著しく困  
るとき。  
ウ 検疫法第十  
条の二に規定す  
る停留の対象

百十四号。以下「感  
いう。」第六条に規  
び検疫法（昭和二十  
一号）第二条に規定  
をいう。）により、  
該当することとなつ

法第三十三条の規定  
制限又は遮断により  
となつた場合

法第四十四条の三第

に改める。

基づき、新型インフ  
染症にかかっている  
る正当な理由のある  
該者の居宅又はこれ  
所から外出しないこ  
た場合及び当該感染  
止に必要な協力を求  
であつて出勤するこ  
難であると認められ  
六条第二項に規定す  
となつた場合

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

**第二条** 給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号ア中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく一週間当たりの勤務時間（以下この条において「法定労働時間」という。）を「三十八時間四十五分」に改め、同号イ及び同項第二号中「法定労働時間」を「三十八

時間四十五分」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

**第三条** 職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第二号中「四時間」を「三時間四十五分」に改める。

第四号様式中「~~働~~ ~~働~~ ~~働~~」を「~~働~~ ~~働~~ ~~働~~」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

**第四条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第一条中職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第二の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める内容)

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年十月奈良県条例第十四号。以下「改正条例」という。)附則第三項の人事委員会規則で定める内容は、同項に規定する職員の改正条例第二条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号)(以下「旧育児休業条例」という。)  
第十二条に規定する勤務の形態による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)  
第十条第一項に規定する育児短時間勤務の内容について勤務の時間帯を改正条例第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「新育児休業条例」という。)  
第十二条各号に適合するように人事委員会が定めるものを同条に規定する勤務の形態による育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務の内容として勤務することとする。

(改正条例附則第四項の規定による請求)

3 改正条例附則第四項の育児休業法第十九条第一項又は新育児休業条例第二十八条第一項の規定の例による承認の請求は、職員の育児休業等に関する規則第十五条第二項の規定にかかわらず、改正条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの

期間に係るものと施行日以後の期間に係るものとに区分してしなければならない。

(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に関する経過措置)

4 改正条例の施行の際現に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(附則第二項に規定する職員を除く。)に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める内容(当該職員が勤務する部局又は機関のその他の職員の勤務の時間帯その他の事情によりこれにより難しい場合にあつては、それらの事情を考慮して人事委員会が定める内容)の育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

一 育児休業法第十条第一項第一号に掲げる勤務の形態により勤務する職員 当該職員の施行日の前日における同項に規定する育児短時間勤務の内容(以下「旧内容」という。)について勤務の時間帯における終業の時刻を五分繰り上げたものを施行日以後における同項に規定する育児短時間勤務の内容(以下「新内容」という。)として勤務すること。

二 育児休業法第十条第二号に掲げる勤務の形態により勤務する職員 当該職員の旧内容について勤務の時間帯における終業の時刻を五分繰り上げたものを新内容として勤務すること。

三 育児休業法第十条第三号に掲げる勤務の形態により勤務する職員 当該職員の旧内容について勤務の時間帯における終業の時刻を十五分繰り上げたものを新内容として勤務すること。

四 育児休業法第十条第四号に掲げる勤務の形態により勤務する職員 当該職員の旧内容について勤務の時間帯における終業の時刻を一日につき八時間勤務することとされた日にあつては十五分、一日につき四時間勤務することとされた日にあつては五分それぞれ繰り上げたものを新内容として勤務すること。

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員等に関する経過措置)

5 改正条例の施行の際現に育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び施行日において同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員の同日以後における勤務の日及び時間帯は、育児休業法第十条第一項各号及び新育児休業条例

第十二条各号に適合するように人事委員会が定めるものとする。

(臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則の一部改正)

6 臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。